

令和8年度東大阪市防災ハザードマップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、東大阪市（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度東大阪市防災ハザードマップ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

第2条 (目的)

本業務は、国、大阪府、東大阪市が作成・公表した洪水及び内水浸水想定区域図並びに土砂災害警戒区域図を基に災害情報・避難情報、避難活用情報及び災害学習情報に関する情報を記載し、市民の人的被害等を防ぐことを目的として東大阪市防災ハザードマップを作成する。

第3条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 水防法
- (2) 河川法
- (3) 災害対策基本法
- (4) 災害救助法
- (5) 測量法
- (6) 東大阪市地域防災計画
- (7) 大阪府地域防災計画
- (8) 大阪府水防計画
- (9) 防災基本計画：中央防災会議
- (10) 土砂災害警戒区域等における防止対策の推進に関する法律
- (11) 土砂災害ハザードマップ作成のため指針と解説（案）：国土交通省河川局砂防部計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所局砂防部計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所危機管理技術センター
- (12) 水害ハザードマップ作成の手引き(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)及び各ハザードマップ作成の手引き
- (13) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- (14) 避難勧告等に関するガイドライン：内閣府
- (15) その他関係法令及び通達等

第4条 （疑義）

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第5条 （業務実績）

令和5年4月以降に大阪府下で以下に示す業務について会社として完了した実績を有すること

- ・ハザードマップ作成（洪水もしくは内水に関わるもの）

第6条 （履行期間）

本業務の履行期間は、契約日翌日から令和9年3月31日までとする。

第7条 （提出書類）

受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- （1）業務着手届
- （2）業務実施工程表
- （3）主任技術者等通知書（同種業務の実務経歴書、資格及び雇用関係を証明する書類を添付）
- （4）業務計画書
- （5）その他、発注者が必要と認める書類

第8条 （指示及び監督）

本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで全体を計画、管理、指示する主任技術者について、恒常的な雇用関係にある社員であり、令和5年4月以降に自治体等で実施・作成したハザードマップ関連及び防災ガイド等の作成業務の実績を有する下記（1）（2）の資格保有者を1名以上配置し、正確丁寧にこれを行なわなければならない。発注者が定める監督員と常に密接な連絡、打ち合わせ体制を行うこととし、履行期間中においても進捗状況を随時報告することとする。

- （1）測量士
- （2）空間情報総括監理技術者もしくはGIS1級技術者

第9条 （資料の貸与及び返却）

本業務を実施する上で必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。

発注者から貸与を受けるデータ及び作成するデータを紛失や流出から保護する観点から、情報セキュリティシステム（ISMS：ISO27001）または、プライバシーマークの認証取得を

要するものとし、認証を得ていることが証明できる写しを提出すること。受注者は、貸与された資料の管理や取り扱いには十分に注意し、使用后速やかに返還するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域データ…shape 形式
- (2) 内水浸水想定区域データ…shape 形式
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域…shape 形式
- (4) 避難所及び避難場所データ…Excel 形式
- (5) 公共施設関連資料
- (6) 地形図 DM データ(S=1/2500)、航空写真データ
- (7) その他協議の上必要と判断されたもの

第10条 (成果品の帰属)

本業務における成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとし、発注者の責において複製又は二次利用する事を受注者は認めること。

受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利などは、受注者又は第三者に留保されるものとする。

第11条 (費用負担)

本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用については、受注者の負担とする。

第12条 (守秘義務)

受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

第13条 (損害の賠償)

受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。また、損害賠償金額の責任は、契約金額を上限とする。

第14条 (検査)

受注者は、本業務完了後速やかに業務完了届、成果品、関係書類を提出し、完了検査を受けなければならない。

第15条 (疑義)

受注者は、作成業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議しその指示に従わな

ければならない。

第2章 業務内容

第1条 （業務概要）

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 打合せ協議
- (4) 地図・情報表示方針の検討
- (5) 記事の作成方針の検討
- (6) 版下データの作成・校正
- (7) 印刷見本図の作成・納品
- (8) ホームページ掲載用データの作成

第2条 （計画準備）

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

第3条 （資料収集整理）

本業務を進めるにあたって、第1章総則（準拠法令等）で述べた関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。なお、過去実績において使用した記事を提案・使用することを認める。

第4条 （防災ハザードマップ（地図データ）の内容）

(1) 背景地図（基図）の作成

- ・発注者より提供される東大阪市地形図 DM データを使用し、基図作成を行うこと。
主要な地形・地物の経年変化については、受注者が貸与資料を基に適宜修正を加える。
また、基図上の行政界・字界・町丁界・鉄道・道路・河川・公園等のうち、彩色によって明示が必要なものについては編集を行う。
- ・測量成果の使用について国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法30条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。公的な地図とするため、民間事業者が権利を保有する地図データベースを使用しての地図作成は行わないこと。
- ・道路形状を表示したものを作成し使用すること。

- ・各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置及び表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、発注者と協議の上決定するものとする。

※主な地物：行政界、町丁目界、道路、鉄道、市役所等公共施設、学校、交番、駐在所、消防署、その他必要とされる公共物等

- ・作成にあたりGISデータを扱う業務であること、且つ、地図の測量精度を保つため、自社の空間情報総括管理技術者もしくはGIS1級技術者が地図データの精度管理を行うこと。

(2) 地図掲載内容

- ・「洪水浸水想定区域」「内水浸水想定区域」「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」「ため池浸水想定区域図」「指定緊急避難場所・指定避難所」「公共施設」等の情報を掲載することとする。表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、背景地図に表示し、色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

(3) その他注意点

- ・地図データにおいて、多種の警戒区域等が重なるエリアについては、色彩使用、ハッチ、アミ点等の技法を使用し、見やすい成果品となるよう努めること。
- ・色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。
- ・文字はユニバーサルフォントを使用し年齢や身体能力に左右されることのない、配色や文字の大きさ等を配慮したメディアユニバーサルデザイン（MUD）を用いた作成を行なうこと。尚、本業務全てにおいて、自社のメディアユニバーサルデザインディレクター資格を有する者を業務責任者として配置すること。

(4) ハザードマップ作成仕様

(本業務では印刷を行わないが、下記仕様にて印刷する想定でデータ作成を行うこと)

規格	展開サイズB1版	B5版折仕上げ
印刷形態	両面4色刷（C・M・Y・K）	
加工	蛇腹3山+蛇腹3山	

第5条 （防災情報記事内容）

資料を収集・整理し、発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。なお、過去実績において使用した記事を使用・提案することを認める。

「地震（避難方法・対策）」「風水害（避難方法・対策）」「土砂災害（避難方法・対策）」
「地域の防災」「日頃の備え」「避難所一覧」「我が家の防災メモ」「避難情報の種類」「避難行動の種類」等をイラスト・文章等により構成、配色を行い、見易さに留意し作成する

こと。

第6条 (翻訳)

主要項目に限り、翻訳及び併記を行うこと。(翻訳する対象範囲は、現行マップと同程度とする。) 翻訳する際は、翻訳ソフトや Ai による翻訳は行わず、その言語のネイティブスピーカーによる翻訳を行い、翻訳者とは別の二次翻訳者も配置し、訳されたものの確認を行った上で提示すること

第7条 (校正)

文字校正 3 回以上行うものとする。

第8条 (ホームページ掲載用データの作成)

作成した記事・地図データは市のホームページに掲載するため、受注者はこれを了承し、画像加工した上で、データ化し、納品すること。

第9条 (打合せ協議)

本業務の実施における打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、納品時の計 3 回を基本とするが、必要に応じて適宜打合せを行う。また、受注者は、本業務の進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、市に提出する。

第10条 (統合型 GIS システム「ひがしおおさか e~まちマップ」への対応)

防災ハザードマップ原案に基づき、ホームページ公開用データ (PDF 形式) と統合型 GIS 並びに、公開型 GIS「ひがしおおさか e~まちマップ」に設定することを前提としデータを作成するものとする。

現行システムの設定情報と本業務で作成するデータ (属性定義等) に変更が生じる場合は、発注者受注者協議のうえ、データ整備方針を決定するものとする。なお、作成にあたり、ホームページ及び公開型 GIS に問題なく搭載できるよう、発注者やシステム導入業者と調整を図るものとし、調整業務 (打合せや計画準備等) にかかる費用は発注者が負担するものとする。

第 3 章 成果品

第1条 (成果品仕様)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 防災ハザードマップ作成データ一式(ai データ等印刷実行可能なデータ形式とする)
- (2) 印刷見本図 (表裏各 5 部…実寸にて出力紙を用意すること)

(3) ホームページ掲載用データ

(PDF形式・データの切り出し方法は別途協議の上、決定する) …1式

(4) 統合型 GIS 及び公開型 GIS 用のシステム設定データ (Shape 形式) …1式

第2条 (その他の注意事項)

(1) 本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。

(2) 本業務の遂行にあたり、資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と調整する。
また、業務完了後速やかに返却すること。

(3) 貸与された資料は、本業務の目的以外に使用しないこと。

(4) 受注者は業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。また、業務終了後も同様とする。

(5) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

以上